



## はじめに

一人ひとりの人権が尊重され、あらゆる分野に男女がともに参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現は、誰もが安心していきいきと暮らすことができる活力ある社会をつくるうえで重要な課題です。また、超高齢社会の到来、家族形態や地域社会、あるいは雇用や就業構造など、近年の社会経済状況の変化に伴う課題に対応するためにも、男女共同参画の推進が必要です。

本市では、平成 13 年に「新潟市男女共同参画行動計画」を策定するとともに、平成 17 年には男女共同参画の推進に関する基本理念と責務を明らかにした「新潟市男女共同参画推進条例」を制定し、男女平等な社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

しかしながら、多様な生き方を阻害する固定的な性別役割分担意識の解消や、政策・方針決定の場への女性の参画促進、男女がともに仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスの推進、女性に対する暴力の根絶など、さらなる取り組みが必要な多くの課題が残されています。

このような状況をふまえ、施策の一層の推進を図るため、このたび「第 2 次新潟市男女共同参画行動計画」を策定いたしました。また、この計画には、「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」を包含しており、課題である女性に対する暴力の根絶に向けた取り組みの強化を図ることになっています。

今後、本計画を着実に推進していくとともに、男女共同参画社会実現に向けた取り組みが一層広がるよう、市民の皆様や事業者の皆様と連携、協働を進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました新潟市男女共同参画審議会委員の皆様、並びに新潟市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策検討会議の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様にご心より感謝申し上げます。

平成 23 年 3 月

新潟市長 篠田 昭